

社会福祉法人 真和会 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 真和会（以下「この法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（法人において定義：例「週3日以上勤務する者・この法人を主たる勤務場所とする者」）報酬、賞与及び退職手当

(2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）報酬

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤職員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表第1に定める額

(2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額

(3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、賃金規程第31条の規定に準じる額

2 非常勤役員等に対する報酬の額は、当該会議に出席した場合日額として別表第4に準じ支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表第4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日(その日が休日に当たるときは、賃金規程第7条第2項に準じた日)
 - (2) 賞与 毎年7月及び12月
 - (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	該当無し
理事	該当無し

別表第 2（常勤役員等の賞与）

7 月の賞与	該当無し
12 月の賞与	該当無し

別表第 3

該当無し

※上記在任年数は 1 か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

別表第 4（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	無し
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	無し

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	無し
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	無し

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	無し
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	無し